

吉野川水系河川整備計画

報告事項

平成27年12月8日

国土交通省 四国地方整備局

再評価実施要領、細目及び対象事業について

評価別	学識経験者等から構成される委員会での審議		評価結果の事業評価監視委員会への報告		対象事業
	審議根拠	報告根拠文	審議根拠	報告根拠文	
再評価	『国土交通省所管公共事業の再評価実施要領』第6の6(H23.4.1改定)	河川事業、ダム事業については、河川整備計画策定後、計画内容の点検のために学識経験者等から構成される委員会等が設置されている場合は、事業評価監視委員会に代えて当該委員会での審議を行うものとする。	『河川及びダム事業の再評価実施要領細目』第6(H22.4.1改定)	実施要領第4の1(4)又は第6の6の規定に基づいて審議が行われた場合には、その結果を事業評価監視委員会に報告するものとする。	吉野川水系河川整備計画(国管理区間) 【吉野川直轄河川改修事業】

【公共事業関係費】
【河川事業】
【直轄事業】

再評価結果一覧

事業名 事業主体	該当 基準	総事業費 (億円)	費用便益分析			貨幣換算が困難な効果等 による評価	再評価の視点 (投資効果等の事業の必要性、事業 の進捗の見込み、コスト縮減等)	対応方針 (案)	審議結果及び意見	備考	
			貨幣換算した便益:B(億円)		費用:C (億円)						B/C
			便益の内訳及び主な根拠								
吉野川直轄河川 改修事業 四国地方整備局	再々評価	1,835	2,563	1,383	1.9 (※1)	<ul style="list-style-type: none"> ・吉野川において整備計画規模の洪水が発生した場合、浸水区域内の最大孤立者数(避難率40%)は約5,900人、電力停止による影響人口は約9,200人と想定されるが、事業実施により解消される。 ・吉野川において基本方針規模の洪水が発生した場合、浸水区域内の最大孤立者数(避難率40%)は約69,300人、電力停止による影響人口は約138,700人と想定されるが、事業実施により最大孤立者数(避難率40%)は約68,200人、電力停止による影響人口は約136,800人に軽減される。 	<ul style="list-style-type: none"> ①事業の必要性等に関する視点 ・吉野川では河川整備計画目標流量の洪水(吉野川:戦後最大流量を記録した平成16年台風23号と同規模の洪水)が発生した場合、現況では吉野川上流の無堤地区などで浸水被害が想定されるが、河川整備計画に計上されている事業(築堤、河道掘削、樹木伐採など)の完成後には吉野川からの溢水氾濫による浸水被害は解消される。 ・氾濫区域内の自治体で組織される「吉野川上流改修促進期成同盟会」等から、直轄事業の整備促進に関する要望を受けている。 ②事業の進捗の見込みの視点 ・平成50年度完成に向けて、事業を推進中。 ・平成27年度については、堤防整備、地震・津波対策等を実施 ③コスト縮減や代替案立案等の可能性の視点 ・各事業の設計・実施段階で、代替案の可能性検討を行うとともに、掘削土等の有効活用、新技術の採用等を適切に行うことによりコスト縮減に努める。 	事業継続	<p>【平成27年11月17日 平成27年度 第1回 吉野川学識者会議 において審議】</p> <p>・事業の継続は妥当 と判断された。</p>		

※1 前回評価時において実施した費用便益分析の要因に変化が見られないことなどから、前回評価の費用便益分析の結果を用いている。